

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 国家税務総局による小規模納税者の増値税減免等の政策

(財政部及び国家税務総局公告 2023 年第 1 号)

2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで、小規模納税者に対する増値税減免政策は以下のとおりです：

一、売上高

月次の売上高が 10 万元未満（四半期を課税期間とする場合は、四半期の売上高が 30 万元未満）の小規模納税者は、増値税が免除されます。

小規模納税者が増値税課税対象の販売活動を行い、月次の売上高が 10 万元を超えるが、当期に発生した不動産の売上高を控除した後、小規模納税者が行った商品や無形資産の販売及びサービスや役務の提供に関する売上高は増値税が免除されます。

増値税の差額課税政策の対象に適用される小規模納税者は、差額後の売上高に基づいて、公告第 1 号第 1 条に規定された増値税免除政策を享受できるかどうかを判断しなければなりません。

新旧政策の比較：

国家税務総局 2023 年第 1 号公告	国家税務総局 2021 年第 5 号公告
月次の売上高が 10 万元 未満（四半期を課税期間とする場合は、四半期の売上高が 30 万元 未満）の小規模納税者は、増値税が免除されます。	月次の売上高が 15 万元 未満（四半期を課税期間とする場合は、四半期の売上高が 45 万元 未満）の小規模納税者は、増値税が免除されます。

二、賃貸収入

「中華人民共和国増値税暫定条例実施細則」第 9 条に規定されるその他の個人が一括で賃貸収入を認識した場合、該当収入の対応する期間に均等に配分することができ、配分された月々の賃貸収入が 10 万元を超えない場合、増値税を免除されます。

新旧政策の比較：

国家税務総局 2023 年第 1 号公告	国家税務総局 2021 年第 5 号公告
その他の個人（個人事業主以外）が一括で賃貸収入を認識した場合、当該収入の対応する賃貸期間に均等に配分することができ、配分された月々の賃貸収入が 10 万元 を超えない場合、増値税を免除されます。	その他の個人（個人事業主以外）が一括で賃貸収入を認識した場合、当該収入の対応する賃貸期間に均等に配分することができ、配分された月々の賃貸収入が 15 万元 を超えない場合、増値税を免除されます。

三、徴収率

小規模納税者が 3 %の徴収率に適用される場合、1%の軽減税率が適用されます；仮払で 3 %の徴収率に適用される項目が、1%の軽減税率が適用されます。

新旧政策の比較：

国家税務総局 2023 年第 1 号公告	国家税務総局 2021 年第 5 号公告
月次の売上高が 10 万元 を超えない小規模納税者は、予納税する必要はありません。	月次の売上高が 15 万元 を超えない小規模納税者は、予納税する必要はありません。
小規模増値税納税者が課税率 3%に適用された場合、課税売上高に対して 1% の軽減税率が適用されま	小規模増値税納税者が課税率 3%に適用された場合、課税売上高に対して 免税 となります；予納増値税項

国家税務総局 2023 年第 1 号公告	国家税務総局 2021 年第 5 号公告
予納増値税項目が予納率 3% に適用された場合、 3% の軽減税率が適用されます。	目が予納率 3% に適用された場合、増値税の予納を 暫時停止 させます。

四、加算控除

(一) 生産性サービス業の納税者は、当期控除可能な仮払増値税を 1.05 倍 (5%加算) にして仕入控除の適用を受けることが認められます。生産性サービス納税者とは、郵政サービス、電信サービス、現代サービス、および生活サービスの提供による売上高が、総売上高の 50% 超となる納税義務者を指します。

(二) 生活サービス業の納税者は、当期控除可能な仮払増値税を 1.1 倍 (10%加算) にして仕入控除の適用を受けることが認められます。生活性サービス業の納税者は、生活サービスの提供により取得した売上高が、全売上高の 50% 超となる納税義務者を指します。

(三) 納税者が加算控除政策のその他の関連項目を適用する場合、「財政部 税務総局 税関総署の増値税改革の深化に関する政策の公告」(財政部 税務総局 税関総署公告 2019 年第 39 号)、「財政部 税務総局の生活性サービス業の増値税加算控除政策の明確化に関する公告」(財政部 税務総局公告 2019 年第 87 号)などの関連規定に従います。

新旧政策の比較：

国家税務総局 2023 年第 1 号公告	国家税務総局 2019 年 39 号公告
生産性サービス業の納税者は、当期控除可能な仮払増値税を 1.05 倍 (5%加算) にして仕入控除の適用を受けることが認められます；生活サービス業の納税者は、当期控除可能な仮払増値税を 1.1 倍 (10%加算) にして仕入控除の適用を受けることが認められます。	生産性サービス業の納税者は、当期控除可能な仮払増値税を 1.1 倍 (10%加算) にして仕入控除の適用を受けることが認められます；生活サービス業の納税者は、当期控除可能な仮払増値税を 1.15 倍 (15%加算) にして仕入控除の適用を受けることが認められます。

五、税還付

減免政策の対象となる増値税は、すでに徴収されている場合、これからの納税年度における納税額の控除または還付されることは可能です。